

サステナ情報開示・保証WGへの 報告事項、検討

金融審サステナ情報保証専門G

去る5月27日、金融庁は第4回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（座長：堀江正之・日本大学商学部特任教授）を開催した。

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下、「WG」）への報告事項について審議が行われた。

サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方

専門グループにおける議論の途中経過として、主に次のような報告事項がまとめられた。

(1) 考え方と考慮すべき事項

有報に記載されるサステナビリティ情報の信頼性確保には、高い規律が必要となり、上場企業等を監査する際に求められる業務管理体制、業務制限、義務・責任等は、サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方を検討するうえでも参考になる。

(2) 登録制度、登録要件

業務を公正かつ的確に遂行するための次の業務管理体制の構築を登録要件とする。

築を登録要件とする。

① 品質管理体制

・品質管理体制の確保（品質管理部門または主として従事する者の設置など）

・業務の品質の管理の状況を適切に評価し、その結果を公表する体制整備

② 人的体制

・適切な人材を確保し、適切に業務の構成員として配置

・従事者の教育研修に関する方針および手続を定めること

・業務執行責任者（サイナー）は、公認会計士として登録されていること（またはこれに準ずること）およびサステナビリティ開示・保証に関する研修を受講すること

(3) 業務制限、義務・責任

財務諸表監査と共通するものとして、守秘義務、同時提供の禁止、ローテーションなどの保証業務実施者の適格性・独立性等の確保のために必要な義務・責任等とする。

(4) 保証基準、倫理・独立性

保証基準について、わが国のサステナビリティ保証基準（仮称）を、サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000や、国際的な品質管理基準であるISO9001と整合させる。

また、従来の財務情報とサステナビリティ情報との違いを考慮して、保証業務実施者に過度な責任を負わせない措置を検討する（作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて検討）。

(5) 検査・監督、自主規制機関

今後、実務に関する専門知識を維持・向上させ、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる利点を持つ自主規制を活用することが、サステナビリティ保証に対する信頼性の確保に資すると考えられることから、自主規制としての役割を担う最もふさわしい1つの自主規制機関を法令等により認定し、金融庁と連携していくことが期待される。

(6) 任意の保証

制度上の保証要件を満たす場合の保証対象外情報の記載や、

財務省法人企業統計調査

一令和7年1～3月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。
以下は、令和7年6月2日に発表した令和7年1～3月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,815社 (18,775社)
回答率 71.0% (71.2%)
() 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、404兆2,311億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は4.3%となりました。

業種別にみると、製造業は5.7%、非製造業は3.8%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業は減益、非製造業は増益

経常利益は、28兆4,694億円で、増加率は3.8%となりました。

業種別にみると、製造業は▲2.4%、非製造業は7.0%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、18兆7,975億円で、増加率は6.4%となりました。

業種別にみると、製造業は4.2%、非製造業は7.6%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は16兆8,004億円で、増加率は6.9%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位：％、億円)

区 分	6.1-3	4-6	7-9	10-12	7.1-3	
売上高					(実 額)	
全産業	2.3	3.5	2.6	2.5	4,042,311	4.3
製造業	2.8	2.6	2.8	2.2	1,172,658	5.7
非製造業	2.1	3.9	2.5	2.7	2,869,653	3.8
経常利益					(実 額)	
全産業	15.1	13.2	▲3.3	13.5	284,694	3.8
製造業	23.0	13.0	▲15.1	26.7	90,448	▲2.4
非製造業	11.5	13.3	4.6	6.4	194,246	7.0
設備投資					(実 額)	
全産業	6.8	7.4	8.1	▲0.2	187,975	6.4
製造業	(6.8)	(9.1)	(9.5)	(3.1)	(168,004)	(6.9)
非製造業	8.7	1.4	9.2	0.8	62,252	4.2
	(9.8)	(2.7)	(9.7)	(0.4)	(55,975)	(3.0)
	5.8	10.9	7.4	▲0.8	125,723	7.6
	(5.3)	(13.0)	(9.4)	(4.7)	(112,029)	(8.9)

(注)設備投資の() 書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和7年4～6月期の調査票の提出期限は令和7年8月12日、結果の公表は令和7年9月1日の予定です。

制度上の保証要件を満たさない場合の任意の保証に関する開示情報の責任について、出された意見がまとめられた。

*

委員からは、全体的に賛意が示された。「出された意見に、発言者の属性も表記を」といった意見が複数聞かれた。

WGにおける議論に資するための専門グループの意見

サステナビリティ保証業務の担い手に関する意見が次のようにまとめられた。

- ・監査法人に限定すべきでない
- ・監査法人に限定すべき
- ・当面監査法人に限定し、将来、

その他の保証業務提供者を含めることの要否を検討すべき

その他、制度導入スケジュールに関する意見や公認会計士制度との関係に関する意見もまとめられた。

委員から、「専門グループでの議論の前提として、WGで保証の担い手の方向性を確定する必要がある」等の意見が聞かれた。

*

座長から、おおむねこの方向性でWGに報告し、WGである程度の方向性が決まれば、それを踏まえて、専門グループで引き続き検討を行う予定である旨が示された。

会計

分類・測定に関する償却原価の扱い、検討 ―ASBJ、金融商品専門委

去る5月29日、企業会計基準委員会は、第239回金融商品専門委員会を開催した。金融資産の減損プロジェクトにおける審議が行われた。

主な審議事項は以下のとおり。

分類・測定に関する償却原価の定め

- (1) 償却原価法の取り入れ
- 現行の日本基準の金利調整差

額に焦点を当てて期間配分する償却原価法を、「IFRS9号」金融商品」の実効金利法による償却原価法に置き換えるにあたり、事務局から次の2案が考えられるとされた。

案1…償却原価をIFRS9号の実効金利法により算定することを原則としたうえで、各

会計・監査・開示

来し方行く末

上場企業に対する規制等③―4 東証規則(適時開示(4))

公認会計士
市川 育義

今回は、東証規則による適時開示制度の解説の締めくくりとして、近年における適時開示に関する東証の取組みを紹介する。近年における東証の主な取組みとして、次の事項を挙げることができる。

- ・資本コストや株価を意識した経営の推進
- ・親子関係・持分法適用関係にある上場会社における少数株主保護およびグループ経営に関する情報開示の充実等
- ・MBO等に関する企業行動規範の見直し
- ・グロース市場の機能発揮に向けた対応
- ・プライム市場における英文開示の充実
- ・取引時間の延伸に伴う決算発表・適時開示
- ・上場維持基準に関する経過措置の終了

このうち、適時開示に係る事項としては、「プライム市場における英文開示の充実」、「取引時間の延伸に伴う決算発表・適時開示」および、前回説明した「上場維持基準に関する経過措置の終了」が該当する。

- ① プライム市場における英文開示の充実

わが国資本市場に注目している海外投資者が増加してきたことに対応して、わが国開示制度について改善を求める声が増しに大きくなっている。

その代表格ともいえる有価証券報告書の株主総会前開示については、現在、関係省庁や産業界を巻き込み検討が行われている最中であるが、仮に有価証券報告書の総会前開示が実現できたとしても、開示内容の英文開示が伴わなければ、海外投資者の不満は解消されず、実効性が期待できないということになる。

*

よって、海外投資者に前向きな姿勢をアピールするためにも、まずはできることからということとして、東証による適時開示情報の英文開示は待たなしの状況にあるといえよう。プライム市場の上場会社を対象として、さらに適時開示情報の英文開示を最優先に掲げること、スタンダード市場およびグロース市場への浸透を期待したいところである(2025年4月1日以後に開示するものから原則適用)。さらに進化の著しいAIの活用による翻訳作業の効率化も、多くの上場会社で期待したい。

- ② 取引時間の延伸に伴う決算発表・適時開示

2024年11月5日から現物市場の立会時間が30分延伸されることについては、上場会社による開示時刻が、延伸された立会時間内でもなく、当該立会時間終了後になり、開示がこれまでより30分遅くなるなど、開示の後退について投資者の懸念が示されていた。確かに立会時間終了後(15時30分以降)に開示を行う上場会社は過半を超えているようであるが、それでも立会時間内に開示を行う上場会社は増加傾向にあるようであり、上場会社の前向きな取組みを期待したい。

以上、4回にわたって、東証による適時開示を説明してきた。適時開示は、広く多くの投資者に会社情報を提供するものであるため、開示内容の充実、タイムリーな開示、そして英文開示の充実等は、適時開示制度の根幹であり、上場会社の責務であると思われる。今後、多くの上場会社が適時開示制度の実効性を高め、投資者との建設的な対話が充実すること、わが国資本市場の発展に貢献することを期待したい。

金融商品にオプションを設け、本プロジェクトの対象範囲外の金融商品および金融負債に關しては現状の会計処理を選択可能とする。

案2…償却原価を(a)IFRS9号の実効金利法により算定する償却原価と(b)現行基準における償却原価の2つに分け、本プロジェクトの対象範囲外の金融商品および金融負債に關しては(b)を適用する。

事務局から、見直しの範囲が小さくなることから、案2が提案された。

(2) オプションの取り入れ

分類・測定に関するステップ4のオプションは、減損の定めと同様に新たな区分を設けて一カ所にまとめるのではなく、個別の金融商品ごとに記載する方法が提案された。

(3) IFRS9号の実効金利の 定めの取り入れ

IFRS9号付録A「実効金利」およびB5.4.1項とB5.4.4項を実務指針に取り入れることが提案された。

(4) 総額引受私募債

前回専門委員会(2025年6月10日号(No.1745)情報ダイジェスト参照)で検討され

た貸付金代替性債券を「総額引受私募債」とする等の提案に対して聞かれた「有価証券に新たな区分を設けるのではなく満期保有目的の債券や貸付金に含めるべき」との意見について検討が行われた。

事務局から金融商品会計基準のIV「1. 債権」において貸付金に含め、表示および注記は貸付金と同様に扱う提案がされた。

(5) 債権に関するオプションの 再検討

ステップ3の満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法に関するオプション(A-3)は設けないとする案

会 計

IFRS S2号の修正案への コメントレター、次回にも最終化へ

SSBJ

去る6月2日、SSBJは第53回サステナビリティ基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

中期運営方針の検討

中期運営方針について、前回(2025年6月10日号(No.1745)情報ダイジェスト参照)の審議内容を反映した文案が提示された。委員全員から了

が示された。

*

専門委員からは、事務局案全体に賛成意見が聞かれた。一方で「(4)で表示も貸付金と同様にすることに懸念」との意見が聞かれた。

連結・単体における注記の 取扱い

信用リスクに関する注記事項について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することとしないとする事務局提案が示された。

専門委員から、特段の異論は聞かれなかった。

承を受け、公表が承認された。

ISSB公開草案「温室効果 ガス排出の開示に対する修正」 への対応

前回(2025年6月10日号(No.1745)情報ダイジェスト参照)に引き続き、IFRS S2号の修正に関するコメントレターの検討が行われた。事務局はIFRS S2号に

関する4つの修正項目のうち、次の2項目につき修正や明確化を求めるコメントレターの文案を示した。

(1) スコープ3カテゴリー15の「投資」に関連する温室効果ガス排出の測定および開示の範囲に関する要求事項の明確化と容認規定の追加

↓スコープ3カテゴリー15の「投資」の範囲が不明瞭であり、具体的に何が含まれているかの明確化等を求める

(2) 世界産業分類基準(GICS)に関する容認規定の追加
↓GICSの使用を強制しないことには賛成するが、GICSがサステナビリティ関連財務情報開示のために開発されたものではない等の理由から、可能な限りGICSの使用を優先するヒエラルキー案に反

対する

また、今回の修正が適用上の課題に対応するという性質であることから、ISSBはできるだけ早く発効することが望ましいとしている。この発効日(公開草案では空欄)の設定と早期適用の容認について、事務局は次のように対応方針を示した。

●発効日の設定と早期適用の容 認

↓早期適用の容認を支持。発効日については、本公開草案の変更に備えるための十分な時間を企業に認める適切な発効日を設定すべき

委員からは事務局提案に対して異論は聞かれなかった。

事務局は反対意見等がなければ次回にも最終化する方針を示した。

金 融

物価高止まりが示す金融政策の 限界

総務省は5月30日、東京都部における消費者物価指数を発表した。総合で前年同月比プラス3.4%、生鮮食品を除くコアでプラス3.6%、生鮮食品

とエネルギーを除くコアでプラス3.3%の上昇となった。上昇率は前月から加速しており、サービス分野を中心に価格上昇のすそ野が広がっている。宿泊

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年5月30日	業種別委員会実務指針38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」の改正	JICPA	投資事業有限責任組合の事業範囲拡大に伴い情報開示をより徹底する観点から、2025年2月25日に改正「投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則」(以下、「有責組合法施行規則」という)が公布され、2023年12月に経産省から公表された投資事業有限責任組合会計規則の内容が有責組合法施行規則に規定されたことを受けて、整合性を図るために所要の見直しを行ったもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250530igc.html
2025年5月30日	中間報告～企業の成長戦略を中心とする社会システム・政策体系の構築に向けて～	経産省	経産省の産業構造審議会経済産業政策新機軸部会の価値創造経営小委員会で行われた、「企業の成長戦略を中心とする社会システム・政策体系」の構築に向けて、企業の成長戦略の構築・実行の支障となる社会システム課題とその解決のための政策検討に関する議論の内容をとりまとめたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2025/05/20250530008/20250530008.html

料(前月比プラス1.1%)や電気代(同プラス4.8%)の上昇が目立ち、粘着的な物価構造が継続している。ガソリン価格は同マイナス0.8%となり、需要主導型ではなく供給側コスト転嫁による性格が強い。

こうした物価動向は、表面的な数字以上に、家計と企業の間の構造的な価格負担の歪みを示している。実質賃金の上昇が伴っていないなかでの物価上昇は、可処分所得を押し下げ、消費抑制圧力として作用する可能性がある。特に、宿泊・交通・外食といったサービス消費の比率が高い都市部では、その影響が生活実感に直結しやすい。政府が掲げる持続的な賃上げとのギャップも依然として大きく、物価上昇との整合性を欠く局面が続いている。保有国債の含み損は過去最大となり、補完当座預金にかかる支払利息は1兆2,517億円に達し、この環境下で日銀が利上げを進めれば、政策対応と財務負担の連動性はさらに強まっていく。今後、さらなる利上げが行われれば、日銀財務への圧迫は一段と深刻化し、政府財政との関係にも波及しかねない。7月や9月の金融政策決定会合でも、政策金利や国債買入れに

関する方針転換は難しく、中立姿勢が維持されるとみられる。物価動向への注目は、上昇率だけではなく、上昇の構造と家計の可処分所得や生活コストに与える実質的な影響にこそ向けられるべきである。政策当局に

は、価格の質を見極める姿勢とあわせて、低所得世帯への給付措置や物価上昇に対応できる社会保障や税制の見直しが求められている。金融政策の硬直性が強まるなか、財政と所得政策の果たす役割は増している。

証券

日本株価のこれから巻き返しに期待

トランプ大統領が関税政策構想を打ち出すたびに世界の株式市場は右往左往を繰り返してきたが、課税水準の引下げが案外早く行われることが多く、株式市場の懸念は次第に薄れた。市場はトランプ大統領の政策手法を学習し、関税問題に対してうまく対応できるようになってきたといえる。

ドなど、下落は日本、台湾、タイ、マレーシアなど、横ばいは中国となっている。

また、ヨーロッパは主要国すべてが株価上昇という結果になり、特にドイツは20%上昇を達成した。

日本の株価では、日経平均5.0%下落、TOPIX0.3%上昇となった。米株価よりも若干低いパフォーマンスで、G20ではワーストワンだった。日本の貿易は、対米依存度で自動車に大きく偏った輸出構造がマイナスになっているようだ。トランプ大統領は繰り返し日米の自動車貿易の不均衡を問題視しており、日米関税交渉がどう落着するか、不安ではある。

しかし、これまでの経緯からシンガポール、ベトナム、インドが半々で、上昇は韓国、香港、

すると、どのような決着であ

れ、日本株価だけが大きく下落するようなことにはならないだろう。そして、自動車業界の米国への投資が増えることは確実である。これは日本製鉄株のUSSチール買収が日鉄の対米投資という形で処理、決着する見通しになってきたことから予想できる。

これからの世界の株式市場では経済活動、企業収益、金融・経済政策などが問われる。世界経済における日本の現在の位置からすると、これから日本株価の巻き返し(他国を上回るパフォーマンス)はあり得るのではなかろうか。

お詫びと訂正

本誌2025年6月10日号(No.1745)「ISSB会議レポート」にて誤りがありました。読者の皆様およびご執筆者の方に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

●25頁「IFRS S2号修正案の公表」の1段落目

(誤) IFRS S2号の修正案は、温室効果ガス排出(GHG)の開示要求の…

(正) IFRS S2号の修正案は、温室効果ガス(GHG)排出の開示要求の…

HG)排出の開示要求の…